

第18期第18回福岡県情報公開審査会会議録

1 開催日時

令和4年5月30日（月） 14時00分から15時00分まで

2 開催場所

県庁行政棟 特9会議室

3 出席者（五十音順）

坂井 猛 委員
谷口 美香 委員
馬場 明子 委員
三浦 邦俊 会長
柳井 圭子 委員

4 審査等

- (1) 県内公立学校の体罰事故報告書に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求（教育委員会）（答申案）
- (2) 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う対応について

5 審議の内容

【三浦会長】

定刻より少し早いですが、おそろいのようなのでから始めさせていただきます。ただいまから、第18期第18回福岡県情報公開審査会を開催いたします。

なお、本日は相澤委員及び一瀬委員が所用のため欠席されております。

議事に先立ちまして、事務局から発言の申出がっております。御説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局職員の人事異動について報告

【三浦会長】

それでは、本日の審査案件について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

【事務局】

審査案件について説明

【三浦会長】

ありがとうございました。

それでは、審査に移りたいと思います。

- 県内公立学校の体罰事故報告書に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求（教育委員会）（答申案）

答申案について審査、答申を決定
(審査の詳細は、福岡県情報公開条例第30条の規定により非公開)

○個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う対応について

【三浦会長】

「個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う対応について」ですが、こちらについても事務局の方から御説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、1枚目の「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う情報公開制度における対応について」から御説明させていただきます。

1の法改正の概要についてですが、昨年令和3年5月12日に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆるデジタル社会形成整備法が成立いたしました。同法の第50条及び51条により、個人情報保護法の改正がなされました。これにより、下のイメージ図にあるとおり、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人、そして地方公共団体等について、改正法の規定が一律に適用され、日本の個人情報保護制度の一元化がなされることとなりました。福岡県においても改正法の規定が適用されることに伴いまして、現在の個人情報保護条例を廃止いたしまして、新たに個人情報保護法の施行条例の制定を行うこととなります。

この施行条例には、改正法において条例で規定することが必要とされている事項や、条例で定めることができることとされている事項を規定することとなりまして、その内容について、現在、福岡県個人情報保護審議会にて御審議をいただいているところです。

この個人情報保護制度が大きく変わっていく中で、情報公開制度についても一部影響を受ける内容がございます。情報公開条例の改正が必要となってきます。このことにつきまして、情報公開制度の運営に関する重要な事項といたしまして、審査会からの答申をいただきたいと考えているところです。来月の審査会で福岡県知事からの諮問を行う予定です。本日は個人情報保護制度の見直しの背景、全体像、そして方向性を確認させていただいた上で、具体的に審査会でどのような内容を御検討いただきたいか、簡単に内容を御説明させていただければと思います。

では、二つ目の「個人情報保護制度見直しの背景」の資料を御覧いただければと思います。

まず、この個人情報保護制度見直しの背景として、大きく三つございます。まず1点目としては、我が国のデジタル化を図るため、国において新たにデジタル庁が創設され、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していくこととしており、これに伴う公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避となっています。その中で取り扱う個人情報の保護に万全を期すため、独立した規制機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確立が必要となっているという点が一つ目としてあります。

続きまして二つ目は、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官公

民や地域の枠を超えたデータの利活用が活発化していく中で、データ利活用の支障となり得る現行法制の不均衡・不整合を是正する必要があるという点があります。例えば、そもそも自治体等や国で個人情報の定義が異なったりして、いわゆる2,000個問題と言われる、規定がばらばらであるということが今まで問題視されていたというような状況があります。

最後に、グローバル化の中で、国境を超えたデータ流通の増加を踏まえて、国際的な制度に対応し、調和を図っていく必要性が増しているというのが3点目になります。

続きまして、ページを1枚めくっていただいて、「個人情報保護制度見直しの全体像」について、下の図を御覧ください。

まず、左側の現行法制についてです。現行の制度は対象ごとに法令や所管が様々あって、さらに、先ほど申し上げたように個人情報の定義も異なる状況がありました。例えば、国の行政機関については行政機関個人情報保護法、独立行政法人は独立行政法人等個人情報保護法、民間の事業者は個人情報保護法、さらに地方公共団体は自治体ごとに条例を制定しているという状況がありました。

これについて、見直し後のように、新しい個人情報保護法において全国的な共通ルールというのを規定しまして、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することで個人情報の定義を統一するなど、新たな枠組みで制度を運用していくこととなります。

続きまして3ページ目です。「地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について」です。

真ん中の図、「地方公共団体の現状」を御覧ください。現在の地方公共団体における個人情報の取扱いは、先ほど御説明したとおり、それぞれの地方公共団体が条例を制定してルールを決めており、それぞれの団体間で規定にばらつきがありました。

例えば、A市のように、現在の行政機関個人情報保護法と同等のルールを持っている団体もあれば、B組合のように条例そのものを定めていない団体、条例を定めていてもC市のように一部の規律が欠けている団体、逆にD市のように独自の規律を持っている団体であったり、E市のように条例上手続きが付加されているといったように、それぞれの団体によって規定・運用が異なっているというのが現状です。

これは、地方自治体が住民との長い間の経験と実務によって地域独自のルールを定めてきたことにほかならないわけですが、このことが昨今のデータ流通の支障となり得ること、また、条例がないなど、求められている個人情報の保護水準を満たさない団体があることが問題視されていました。

これを踏まえた改正の方向性としては、一番下の図の「共通ルール化後」というところ、条例で規定していた内容が改正法により大部分が共通ルールとして規定されることとなり、D市やE市のように、一部、法律で許容された範囲において必要最低限の独自の措置を条例で規定する必要があるものについて任意で規定ができることとなります。

その内容をまとめているのが「法改正後の個人情報保護制度」の資料になります。

こちらは先ほどから申し上げていますように、原則として条例で規定されていたものが改正法に吸い上げられるようになりまして、共通ルールの統一化がなされていきます。この内容については、地方公共団体で独自に規定を設けることが認められています。ですが、下の四角で囲んでいるところに「条例で規定する事項」がありまして、条例で規

定することが必須とされている事項についてはその内容について、任意に規定することができるかとされている内容については、規定を置くかどうか、そしてその内容について、今現在、福岡県の個人情報保護審議会の方で審議を行っているところです。

ここまで個人情報保護制度の一元化の全体像のお話をしてきましたが、次に、具体的に情報公開制度にどのような影響があるのかを御説明いたします。一番最初に見た資料に戻っていただければと思います。先ほど、1の法改正の概要を御説明いたしましたが、次に2の情報公開条例への影響、制度への影響という部分になります。

次回審査会の方で御審議いただく内容は大きく分けて二つございまして、まず一つ目が、行政機関等匿名加工情報に係る非開示情報の追加というものになります。

行政機関等匿名加工情報、以下「匿名加工情報」といいますが、匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して、当該個人情報を復元できないようにした情報のことをいいます。これはもともと国の行政機関において非識別加工情報という名前で行われていた制度になるのですが、法改正に伴って、名称の変更、そして地方自治体にも適用されるようになります。

二つ目が、行政機関にあっては、積極的な情報の利活用を図ることを目的として、これを有償で民間事業者等に提供することが義務づけられるところです。

詳細については次回お話をするとして、ここで、簡単に手続の流れを御説明しますと、まず、匿名加工情報を使いたいという民間の企業や個人からの提案を、最低年1回募集することとなります。その提案を受け付けるに当たって要件がありまして、その内容を審査することとなります。例えば、その提案が新たな産業の創出であったり、活力ある経済社会の実現に資するものであるかであったり、欠格事由に該当しないかなど審査を行った上で、結果を通知することとなります。契約の締結ということになりましたら、実施機関又は委託によって匿名加工情報を作成しまして、手数料を徴収した上で提案者に提供することとなります。

その匿名加工情報については、対象となっている個人情報が1,000人以上の個人情報の集合体について提案を募集するものでありまして、かなり大量の個人情報を取り扱うものになります。さらに、手数料を徴収して相手方に提供するものになりますので、例えばその匿名加工情報を公文書の開示請求で開示されてしまうと、この制度の趣旨からは外れてしまうという状況があります。

三つ目が、匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を確保して、個人情報の保護を徹底するために、匿名加工情報に関連した非開示情報の追加を検討するところです。この内容については、国の方の情報公開法の開示事由の中にも入っているものになりまして、本県においても同じような規定を置くかどうかを来月御審議いただく予定です。

審議案件の二つ目が、審査会の提出資料の写しの交付に関する実費負担の規定等の追加についてです。今現在ここで御審議いただいている公文書の開示請求と同じように、個人情報の開示請求の制度に対する審査請求については、個人情報保護条例によって設置をされている個人情報保護審議会の方に諮問をしているところですが、法改正後においては、個人情報保護審議会というのは行政不服審査法によって設置される機関ということになってきます。この行服法が適用される関係で、一つ目のところ、行服法上の調査審議の手続に関する規定というのが個人情報保護審議会においては適用されることと

なります。

その行服法の第78条という条項の中で、審査請求人等に審議会に提出された資料等について閲覧であったり写しの交付を請求する権利というのを認めておきまして、その写しの交付に係る費用であったり、その費用の減免についての規定というのが書かれております。逆に情報公開条例の制度においては、同じように審査請求人等からの求めがあれば、閲覧であったり写しの交付を認めているところですが、その費用負担であったり減免に関する規定は書かれていない状況にありまして、この個人情報の開示請求等に係る審査請求手続の方の規定と整合を図るために、同じように費用負担と減免の規定を置く必要があるのではないかとこのところ、その規定の追加を今検討しているところではあります。

以上、この二つについて御審議いただくことになるのですが、3の今後のスケジュールというところで、個人情報保護審議会には4月から諮問をしておきまして、7月までの予定で審議を行っております。その下、情報公開審査会については来月諮問して、7月まで内容の方を御審議いただき、8月の個人情報保護審議会、情報公開審査会で同じタイミングで答申をいただければと考えております。施行条例については12月の議会に提案をしまして、令和5年4月に施行条例の施行というようなスケジュールで考えているところではあります。

詳細につきましては、また来月に詳しく御説明させていただければと思いますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

本日の説明は以上になります。

【三浦会長】

ありがとうございました。

次回以降といいますと結構タイトなスケジュールですね。

【事務局】

そうですね。

【三浦会長】

そういたしますと、最後に「その他」の事項で、事務局の方から何かございませんか。

【事務局】

次回日程等について説明

【三浦会長】

ちょうど1時間でございますけれども、予定された案件についてはこれで終了になりますので、これで本日の情報公開審査会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。